平 29.11.1総 1 4 - 4

政府税制調査会 意見書

佐藤 主光

○税務手続きの電子化について

- ・電子化を進めるにあたって、現状を踏まえて工程表において大企業と中小零細企業の「違いに留意」することはあっても最終的な「出口」では100%の電子化(ペーパーレス化)を目標として掲げるべきである。
- ・「電子化への対応が困難な納税者」については確定申告については従来通りの扱いであり、 追加的な「配慮」が必要とは思われない。また、「配慮」は当面かつ特例の措置であり、税 務の電子化を損なうものであってはならない。
- ・年末調整を含めて、今後マイナンバーとマイナポータルの活用・普及を進めていく姿勢を 明確にするべきではないか?
- ・国と地方との情報連携が進んでいるが、(手書きの)確定申告書、法定調書・添付書類等は未だPDFファイルでやり取りされることがある。結局、データを受け取った自治体では入力の手間がかかってしまう。将来的には全ての法定調書・添付書類等のデジタル化を目指すべきではないか?
- ・インボイスの導入は2023年(平成35年)10月からである。今から準備を進めれば、導入当初から「電子化」は可能ではないか?合わせて電子領収書の普及を進めれば、インボイスの電子化は日本の産業のデジタル化促進の一環と位置付けることが出来る。

○所得税について

- ・所得税等が就労の誘因にどのような影響を及ぼすかは所得税・住民税の税率表だけでなく、①社会保険料率、②所得控除の増加・消失率、および③給付や(保険料等の)負担軽減措置の変化に応じる。これらを合わせた概念が「実効税率」である。就労の如何を議論するなら、「実効税率」に基づく議論が必要。
- ・「消失型」控除は実質的に前述の「実効税率」の引き上げであり、税制を複雑にする。「簡素化」の観点からすれば、税額控除やゼロ税率化の方が優れている。

- ・「サラリーマン増税」との「誤解」を避けるには、①給与所得控除が経費の概算控除である(サラリーマンの生活保障や事業所得との「負担調整」が目的ではない)ことを明確にした上で、②その適正化と合わせて、基礎控除・人的控除の拡充をすることで所得税の再分配機能を強化して、特に中低所得の勤労世代にとっては負担増にならないようにする旨を明確にする、および③給与所得と事業所得の統合を進めるべきではないか。根拠が明確な経費は実額控除(特定支出控除等)、明確ではない経費は概算控除(給与所得控除)という整理も進める。
- ・退職金課税については、①退職金を「賃金の後払い」とすれば、給与所得課税とのバランス、②企業年金の一時金受取りのように「年金の前払い」とすれば、年金所得(雑所得)とのバランスが問われるのではないか?現行の課税方式を改め、退職一時金については後年(例えば 5~10 年)に分散させ各年の所得に上乗せ(平準化)して課税するなど抜本的な見直しが必要ではないか?
- ・老後の生活の備えとして「現在」の勤労世代の資産形成を支援することは必要だが、現行制度はNISA,IDECO、企業年金などが「分立」気味である。税制上の扱いも統一されていない。趣旨・目的の相違といった「建前 (=理念)」よりも所管庁間の「縦割り」を反映しているのではないか?こうした制度を一般の家計にも分かり易く「整理」して、課税上の扱い、EETとTEEを統一する。あるいは公的年金等控除の見直しを前提にこれを納税者の選択に委ねることも一案(米国・カナダでは両方の制度あり)。
- ・「現在」の高齢世代に偏った金融資産への課税の在り方も再考するべきではないか?利子所得を含めた金融所得課税の一体化と合わせて、現行の税率(国・地方合わせて 20%)を引き上げることも検討する時期ではないか?ただし、前述の「勤労世代の資産形成」については一定限度額までは非課税措置を講じており、このスキームから外れる。
- ・経済のICT化(シェアリング・エコノミー)への対応としては、その成長に留意しつつ、 プラットフォーマーにサービス提供者に代わって所得税・消費税の徴収義務を課すことも 選択肢としてあるのではないか?